

○経済産業省令第四十二号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※表（新旧対照表）を挿入

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行後に製造され、又は輸入された乗車用ヘルメットに係る技術上の基準については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の2・乗車用ヘルメットの項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。